

本文之著作権属台湾通商法律事務所所有，未經許可不得使用及轉載。

労働基準法第 14 条改正法（総統公布）

■ 20161116 労働基準法第 14 条改正

2016 年 11 月 16 日華総一義字第 10500140131 号労働基準法第 14 条改正を公布

・ 改正理由

- 一、第 1 項序文の文字修正のため
- 二、台湾の現行法制及び関連書簡解釈には、衛生署が 1999 年に労働者委員会への書簡返信で H1N1 を「悪性伝染病」とすべきではないとしたのを除けば、悪性伝染病の認定に対して明確な認定基準は見当たらない。故にその基準は明確化するべきで、伝染病防止治療法の定義を主としてこれを明確にするため、従来 of 条文第 1 項第 4 号を改正した。
- 三、労働者権益が損なわれたことを知りえた期間を明確にするため、第 2 項の後半を「但し、使用者に前項第 6 号に定める事情がある場合、労働者は、損害の結果を知り得た日から 30 日以内に行うことができる。」と改正した。
- 四、伝染病に罹患した者と共に労働する労働者について、医師の診察を受ける規定を明確に規定するため、第 3 項を「第 1 項第 2 号又は第 4 号の事情があり、使用者が当該代理人との間の契約を終止したとき、又は法定伝染病に罹患した者を衛生法規により治療を受けさせたとき、労働者は、契約を終止することができない。」と改正した。

改正前	改正後
<p>第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合、労働者は、予告なしに契約を終止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用者が労働契約を結ぶとき、虚偽の意思表示をして労働者を誤信させたとえ、損害を与えるおそれがある場合 2. 使用者・使用者の家族・使用者の代理人が労働者に対し、暴行又は重大な侮辱行為を行った場合 	<p>第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合、労働者は、予告なしに契約を終止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用者が労働契約を結ぶとき、虚偽の意思表示をして労働者を誤信させたとえ、損害を与えるおそれがある場合 2. 使用者・使用者の家族・使用者の代理人が労働者に対し、暴行又は重大な侮辱行為を行った場合

本文は法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は弊所へお問合せ下さい。

本文之著作権属台湾通商法律事務所所有，未經許可不得使用及轉載。

<p>3. 契約に定めた労働が、労働者の健康に危害を与えるおそれがあり、使用者に改善するよう通知しても効果がなかった場合</p> <p>4. 使用者・使用者の代理人又はその他労働者が悪性伝染病に罹患し、伝染するおそれがある場合</p> <p>5. 使用者が労働契約による労働報酬を支払わず、又は出来高払制の労働者に対し、十分な労働を供給しない場合</p> <p>6. 使用者が労働契約又は労働法令に違反することにより、労働者の權益を損なうおそれがある場合（第1項）</p> <p>労働者が、前項第1号・第6号の規定により契約を終止する場合、事情を知り得た日から30日以内に行わなければならない。（第2項）</p> <p>第1項第2号又は第4号の事情があり、使用者が当該代理人を解雇した場合、又は悪性伝染病に罹患した者を入院させたり若しくは解雇した場合、労働者は、契約を終止することができない。（第3項）</p> <p>第17条の規定は、本条の契約の終止に準用する。（第4項）</p>	<p>3. 契約に定めた労働が、労働者の健康に危害を与えるおそれがあり、使用者に改善するよう通知しても効果がなかった場合</p> <p>4. 使用者・使用者の代理人又はその他労働者が法定伝染病に罹患し、共に労働する労働者に伝染するおそれがあるほか、その健康に重大な危害がある場合</p> <p>5. 使用者が労働契約による労働報酬を支払わず、又は出来高払制の労働者に対し、十分な労働を供給しない場合</p> <p>6. 使用者が労働契約又は労働法令に違反することにより、労働者の權益を損なうおそれがある場合（第1項）</p> <p>労働者が、前項第1号・第6号の規定により契約を終止する場合、事情を知り得た日から30日以内に行わなければならない。但し、使用者に前項第6号に定める事情がある場合、労働者は、損害の結果を知り得た日から30日以内に行うことができる。（第2項）</p> <p>第1項第2号又は第4号の事情があり、使用者が当該代理人との間の契約を終止したとき、又は法定伝染病に罹患した者を衛生法規により治療を受けさせたとき、労働者は、契約を終止することができない。（第3項）</p> <p>第17条の規定は、本条の契約の終止に準用する。（第4項）</p>
---	--

本文は法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は弊所へお問合せ下さい。